

茨城県央環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

令和6年4月1日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

2 一般職の職員で常勤のもの及び茨城県央環境衛生組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）の一般職の職員で常勤のものが特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(支給の時期)

第3条 報酬が日額をもって定められている場合は、その職務執行のときに支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、茨城県特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茨城県条例第61号）の例による。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	職名	報酬額	旅費の額 (相当する職)
執行 機関	監査委員	日額5,000円	副管理者
附属 機関	情報公開・個人情報保護 審査会の委員	日額10,000円	一般職
	行政不服審査会の委員	日額10,000円	一般職